

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和3年10月14日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 2100222 号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 2100047 号

第 1 結論

1 請求者の A 社における平成 28 年 10 月 3 日から平成 31 年 2 月 27 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 28 年 10 月から平成 31 年 1 月までの標準報酬月額については 11 万 8,000 円から 16 万円とする。

平成 28 年 10 月から平成 31 年 1 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 28 年 10 月から平成 31 年 1 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者の A 社における平成 29 年 9 月 1 日から平成 31 年 2 月 27 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 29 年 9 月から平成 30 年 8 月までの標準報酬月額については 17 万円、平成 30 年 9 月から平成 31 年 1 月までの標準報酬月額については 22 万円とする。

平成 29 年 9 月から平成 31 年 1 月までの訂正後の標準報酬月額（上記 1 の訂正後の標準報酬月額 16 万円を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 31 年 2 月 27 日から同年 3 月 1 日に訂正し、同年 2 月の標準報酬月額を 16 万円とすることが必要である。

平成 31 年 2 月 27 日から同年 3 月 1 日までの期間については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 31 年 2 月 27 日から同年 3 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

4 請求者の A 社における平成 31 年 2 月 27 日から同年 3 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。同年 2 月の標準報酬月額については 22 万円とする。

平成 31 年 2 月の訂正後の標準報酬月額（上記 3 の訂正後の標準報酬月額 16 万円を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成8年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成28年10月3日から平成31年2月27日まで
② 平成31年2月27日から同年3月1日まで

A社に勤務していた請求期間①及び②については厚生年金保険料が控除されていたが、請求期間①に係る標準報酬月額の記録が給与明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。また、同社には平成31年2月28日まで勤務していたが、資格喪失日は同年2月27日と記録されており請求期間②の記録がない。関連資料を提出するので、標準報酬月額及び資格喪失日を正しい記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、オンライン記録によると、請求者のA社における標準報酬月額は11万8,000円と記録されているところ、請求者から提出された同社に係る給与明細書及び日本年金機構の回答により、事業主により届出されるべき厚生年金保険被保険者資格取得時における報酬月額、又は標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下、併せて「本来の報酬月額」という。）のそれぞれに見合う標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①に係る標準報酬月額については、請求者から提出された給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から16万円とする必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成28年10月3日から平成31年2月27日までの期間について、請求者の請求内容どおりの健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を年金事務所に対し提出したが、厚生年金保険料については納付したか否かは不明と回答しているが、当該期間について年金事務所が保管している請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載された報酬月額がオンライン記録における標準報酬月額に見合う額となっており、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届（以下「資格喪失届」という。）においてもオンライン記録と同額の標準報酬月額を届け出ていることが確認できることから、事業主から報酬月額をオンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う額として各届出書が提出され、その結

果、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間①のうち平成29年9月1日から平成31年2月27日までの期間について、給与明細書により当該期間に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、平成29年9月から平成30年8月までは17万円、平成30年9月から平成31年1月までは22万円であり、上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額（16万円）より高額であることが確認できることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を平成29年9月から平成30年8月までを17万円、平成30年9月から平成31年1月までを22万円とすることが必要である。

なお、平成29年9月から平成31年1月までの訂正後の標準報酬月額については、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないため、厚生年金特例法第1条第1項の規定には該当しないことから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（上記1の訂正後の標準報酬月額を除く。）として記録することが必要である。

3 請求期間②について、請求者から提出された健康保険資格喪失証明書、給与明細書及び預金通帳の写しから判断すると、請求者が請求期間②においてA社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②に係る標準報酬月額については、請求者から提出された給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から16万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は平成31年2月27日から同年3月1日までの期間について、請求者の請求内容どおりの資格喪失届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているが、当該期間について、年金事務所が保管している請求者に係る資格喪失届における資格喪失年月日が同年2月27日となっていることから、事業主から同日を資格喪失年月日として資格喪失届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

4 請求期間②の標準報酬月額については、給与明細書により確認できる本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は22万円であり、上記3の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額（16万円）より高額であることが確認できることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を22万円

とすることが必要である。

なお、訂正後の標準報酬月額については、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないため、厚生年金特例法第1条第1項の規定には該当しないことから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（上記3の訂正後の標準報酬月額を除く。）として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 2100224 号
厚生局事案番号 : 関東信越（国）第 2100018 号

第1 結論

昭和 60 年 7 月から昭和 61 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 36 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 60 年 7 月から昭和 61 年 3 月まで

私は、昭和 60 年 9 月頃に職業安定所に行った際、「昭和 61 年 4 月から 3 号被保険者となるので、それまで頑張って払って下さい」と言われ、A 市役所で国民年金の加入手続を行ったと思う。その後、自宅に送られた納付書を使用して金融機関から国民年金保険料を納付したが、請求期間の納付記録がなくなっていたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A 市で昭和 60 年 9 月頃、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、請求者の保有する年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号（以下「手帳記号番号」という。）

「*」（以下「番号 I」という。）について、国民年金手帳記号番号払出簿によると、台帳保管区分欄に「61. 4. 30」と記載されている上、同市の国民年金被保険者名簿により、請求期間後の「昭和 61 年 4 月 1 日」に国民年金の第 3 号被保険者資格を取得したことが確認できる。

また、請求者は、A 市から B 市に転入し、同市で作成された請求者の番号 I に係る国民年金被保険者カードによると、請求期間は、請求者が平成 8 年 3 月 26 日に国民年金の第 3 号被保険者資格を再取得した時に未納期間として追加された記録であることが確認できることから、請求期間当時、請求者は国民年金に未加入であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

さらに、請求者が請求期間以前に居住していたとする C 町（現在は、D 市）の国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者に上記番号 I とは別の手帳記号番号「*」（以下「番号 II」という。）が払い出され、同払出簿の台帳保管区分欄に「58. 6. 24」と記載されているが、国民年金の加入記録は、請求者が昭和 58 年 10 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことにより国民年金被保険者資格の喪失処理がされており、その後国民年金の加入手続が行われた形跡は確認できない。

このほか、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び請求期間においてA市で払い出された手帳記号番号について国民年金手帳記号番号払出簿による調査を行ったものの、請求者に番号Ⅰ及び番号Ⅱ以外の別の手帳記号番号が払い出された形跡はない上、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）もなく、請求者が請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。